

公益財団法人浜松国際交流協会の通訳サービス取扱い要領

1 通訳を引き受けることができる場合

依頼元が個人ではなく団体であること、また、その団体が公的機関や非営利法人、民間営利法人であるかを問わず、以下の目的のいずれかである場合に当協会として通訳を引き受けることができる。

- 1) (外国人市民生活支援の目的) 外国人住民が言語文化の違いによる不利益を被らずに市民生活を安心安全なおかつ充実して送ることができるように支援することを目的とした通訳の場合。
- 2) (国際交流・理解支援の目的) 国際交流・理解等を目的として開催される公益的なイベントやセミナー等において、その目的達成を支援することを目的とする通訳の場合。
- 3) (その他) その他、代表理事が認める場合。

2 通訳料金

HICE が依頼者に請求する金額は、原則として以下とする。

1) 通訳費

- ・最初の 1 時間までは **5,500 円**、それを過ぎた最初の 30 分は **1,100 円**、それ以降は 30 分ごとに **2,200 円** を加算する。
- ・予約時間に通訳業務が始まらず、待機時間が生じた場合は、30 分～1 時間以内の待機時間については **1,100 円**、それ以降は 30 分ごとに **1,100 円** 加算する。
- ・当日キャンセルの場合は 1 件につき **2,750 円** とする。

2) 交通費

- ・通訳費用の他に交通費を請求する。
- ・原則として、浜松市内への派遣とし、通訳者の自宅から通訳する場所までの距離に応じて車を使用の場合は **1 km** につき **37 円** とする。通訳者が公共交通機関を使用の場合は実費とする。
- ・ただし、車を使用の場合は、**MapFan** 等で調べた最短距離とする。また、**2 km** 以内の場合で徒歩もしくは自転車で移動できる場合は交通費は無料とする。
- ・当日キャンセルの場合でも、通訳者が実際に通訳する場所まで移動をした場合は、上記に倣い、交通費を請求する。

3) 事前打ち合わせ費

事前打ち合わせを対面もしくは **ZOOM** 等で 30 分以上行う場合、打ち合わせ費を 30 分につき **1,100 円** とする。交通費がかかる場合は別途 (2) と同様に計算をする。

4) コーディネート費

- ・依頼者が民間営利法人の場合や受益者負担が適当である場合などは、コーディネート費

として、通訳者1人1件につき3,300円を含めて協会から依頼者に請求する。

- ・依頼者が社会福祉法人、学校教育法人、NPO法人など非営利法人で、社会福祉を目的とした事業に関わる通訳の場合は、当協会の相談業務の一環としてコーディネートを行うものとし、依頼者には請求しない。ただし、振込手数料等がかかるため事務手数料として通訳者1人1件につき1,100円を含めて協会から依頼者に請求する。

3 通訳の外部発注について

HICEが通訳業務を外部者に発注する際、通訳者への支払いは原則として「2. 通訳料金」における(4) コーディネート費以外の(1) 通訳費、(2) 交通費、(3) 事前打ち合わせ費とする。

4 その他

- 1) 原則として、法律に関わる通訳、医療に関わる通訳等の高い専門性が要求される場合やトラブルの場面など通訳が困難な場合は引き受けない。
- 2) 依頼は原則として1か月以上前までとする。本番までに2週間に満たない場合は、引き受けない。ただし、引き受ける場合には、コーディネーター費を倍にして依頼者へ請求することができる。
- 3) ここで定める通訳費、事前打ち合わせ費、コーディネート費、交通費には消費税10%を含む。

附則

この要領は、令和2年(2020年)11月1日から施行する。

この要領は、令和5年(2023年)1月1日から施行する。

この要領は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

この要領は、令和5年(2023年)10月1日から施行する。